

化学的酸素要求量に係る総量規制基準（平成十四年七月十九日告示第七百二十八号）新旧対照表

改正案	現行
<p>化学的酸素要求量に係る総量規制基準</p> <p>第四 総量規制基準</p> <p>別表第一第二欄に掲げる業種その他の区分ごとに次の一又は二により算定される値の合計値を、当該指定地域内事業場から排出される汚濁負荷量の許容限度とする。</p> <p>一 別表第二の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分に応じ、同表の下欄に掲げる基準日前に設置された指定地域内事業場（同日前に瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号。以下「特別措置法」という。）第五条若しくは第八条の規定による許可の申請又は防止法第五条若しくは第七条の規定による届出（二において「許可の申請又は届出」という。）がされているものを含み、二に該当するものを除く。）については、次式により算定される値</p> $L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$ <p>二 別表第二の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分に応じ、同表の下欄に掲げる基準日以後に許可の申請又は届出がされた指定地域内事業場については、次式により算定される値</p> $L_c = (C_{c j} \cdot Q_{c j} + C_{c i} \cdot Q_{c i} + C_{c o} \cdot Q_{c o}) \times 10^{-3}$ <p>〔一及び二の算式においてL_c、C_c、Q_c、$C_{c j}$、$C_{c i}$、$C_{c o}$、$Q_{c j}$、$Q_{c i}$及び$Q_{c o}$は、それぞれ次の値を表すものとする。 L_c 排出が許容される汚濁負荷量（単位 一日につきキログラム） C_c 別表第一第三欄(1)に掲げる化学的酸素要求量（単位 一リットルにつきミリグラム） Q_c 特定排水（水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府令・通商産業省令第二号）第一条の五第一項に規定するものをいう。以下</p>	<p>化学的酸素要求量に係る総量規制基準</p> <p>第四 総量規制基準</p> <p>別表第一第二欄に掲げる業種その他の区分ごとに次の一又は二により算定される値の合計値を、当該指定地域内事業場から排出される汚濁負荷量の許容限度とする。</p> <p>一 別表第二の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分に応じ、同表の下欄に掲げる基準日前に設置された指定地域内事業場（同日前に瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号。以下「特別措置法」という。）第五条若しくは第八条の規定による許可の申請又は防止法第五条若しくは第七条の規定による届出（二において「許可の申請又は届出」という。）がされているものを含み、二に該当するものを除く。）については、次式により算定される値</p> $L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$ <p>二 別表第二の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分に応じ、同表の下欄に掲げる基準日以後に許可の申請又は届出がされた指定地域内事業場については、次式により算定される値</p> $L_c = (C_{c j} \cdot Q_{c j} + C_{c i} \cdot Q_{c i} + C_{c o} \cdot Q_{c o}) \times 10^{-3}$ <p>〔一及び二の算式においてL_c、C_c、Q_c、$C_{c j}$、$C_{c i}$、$C_{c o}$、$Q_{c j}$、$Q_{c i}$及び$Q_{c o}$は、それぞれ次の値を表すものとする。 L_c 排出が許容される汚濁負荷量（単位 一日につきキログラム） C_c 別表第一第三欄(1)に掲げる化学的酸素要求量（単位 一リットルにつきミリグラム） Q_c 特定排水（水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府令・通商産業省令第二号）第一条の五第一項に規定するものをいう。以下</p>

改正案	現行
<p>同じ。)の量(単位 一日につき立方メートル)</p> <p>C c j 別表第一第三欄(3)に掲げる化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)</p> <p>C c i 別表第一第三欄(2)に掲げる化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)</p> <p>C c o C cと同じ値(単位 リットルにつきミリグラム)</p> <p>Q c j 平成三年七月一日(別表第二の六の項から<u>一二の項</u>までに掲げる指定地域内事業場(Q c iにおいて「新規指定地域内事業場」という。)にあっては、それぞれ当該各項の下欄に掲げる基準日。以下このQ c jにおいて同じ。)以後に、特定施設(防止法第二条第二項に規定するもの及び特別措置法第十二条の二の規定により防止法第二条第三項に規定する指定地域特定施設とみなされるものをいう。以下同じ。)の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(単位 一日につき立方メートル)</p> <p>Q c i 別表第二の中欄に掲げる指定地域内事業場(新規指定地域内事業場を除く。以下このQ c iにおいて同じ。)の区分に応じ、同表の下欄に掲げる基準日(四の項に掲げる指定地域内事業場にあつては、昭和六十三年十月一日)から平成三年六月三十日までに、特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分に応じ、同表の下欄に掲げる基準日(四の項に掲げる指定地域内事業場にあつては、昭和六十三年十月一日)から平成三年六月三十日までの間に新たに設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量(Q c jを除く。))(単位 一日につき立方メートル)</p> <p>Q c o 特定排出水の量(Q c j及びQ c iを除く。)(単位 一日につき立方メートル)]</p>	<p>同じ。)の量(単位 一日につき立方メートル)</p> <p>C c j 別表第一第三欄(3)に掲げる化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)</p> <p>C c i 別表第一第三欄(2)に掲げる化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)</p> <p>C c o C cと同じ値(単位 リットルにつきミリグラム)</p> <p>Q c j 平成三年七月一日(別表第二の六の項から<u>一一の項</u>までに掲げる指定地域内事業場(Q c iにおいて「新規指定地域内事業場」という。)にあっては、それぞれ当該各項の下欄に掲げる基準日。以下このQ c jにおいて同じ。)以後に、特定施設(防止法第二条第二項に規定するもの及び特別措置法第十二条の二の規定により防止法第二条第三項に規定する指定地域特定施設とみなされるものをいう。以下同じ。)の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(単位 一日につき立方メートル)</p> <p>Q c i 別表第二の中欄に掲げる指定地域内事業場(新規指定地域内事業場を除く。以下このQ c iにおいて同じ。)の区分に応じ、同表の下欄に掲げる基準日(四の項に掲げる指定地域内事業場にあつては、昭和六十三年十月一日)から平成三年六月三十日までに、特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分に応じ、同表の下欄に掲げる基準日(四の項に掲げる指定地域内事業場にあつては、昭和六十三年十月一日)から平成三年六月三十日までの間に新たに設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量(Q c jを除く。))(単位 一日につき立方メートル)</p> <p>Q c o 特定排出水の量(Q c j及びQ c iを除く。)(単位 一日につき立方メートル)]</p>
別表第二(第四関係)	別表第二(第四関係)

改正案			現行		
番号	指定地域内事業場の区分	基準日	番号	指定地域内事業場の区分	基準日
一	次項から一二の項までに掲げる指定地域内事業場以外の指定地域内事業場	昭和五五年七月一日	一	次項から一一の項までに掲げる指定地域内事業場以外の指定地域内事業場	昭和五五年七月一日
二	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和五十六年政令第三百二十七号）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	昭和五七年七月一日	二	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和五十六年政令第三百二十七号）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	昭和五七年七月一日
三	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（昭和五十七年政令第百五十七号）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	昭和五八年一月一日	三	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（昭和五十七年政令第百五十七号）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	昭和五八年一月一日
四	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和六十三年政令第二百五十二号）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	平成元年四月一日	四	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和六十三年政令第二百五十二号）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	平成元年四月一日
五	水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令（平成二年政令第二百六十六号）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	平成三年四月一日	五	水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令（平成二年政令第二百六十六号）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	平成三年四月一日
六	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成三年政令第二百四十号）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	平成三年一月一日	六	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成三年政令第二百四十号）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	平成三年一月一日
七	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成九年政令第二百六十九号）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	平成九年一月一日	七	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成九年政令第二百六十九号）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	平成九年一月一日
八	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成十年政令第百七十三号）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	平成一〇年六月一七日	八	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成十年政令第百七十三号）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	平成一〇年六月一七日

改正案			現行		
九	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成十一年政令第四百十二号）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	平成一二年三月一日	九	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成十一年政令第四百十二号）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	平成一二年三月一日
一〇	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十二年政令第三百九十一号）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	平成一二年一〇月一日	一〇	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十二年政令第三百九十一号）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	平成一二年一〇月一日
一一	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成十三年政令第二百一号）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	平成一三年七月一日	一一	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成十三年政令第二百一号）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	平成一三年七月一日
一二	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第四百四十七号）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	平成二四年五月二五日			